慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法三〇一〕 火災保険の目的物を譲渡担保に供した場合、保険会社は損害填補の責任を負わないとされた事例 (高松高裁昭和五八年一月一三日判決)
Sub Title	
Author	島原, 宏明(Shimahara, Hiroaki) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1990
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.63, No.3 (1990. 3) ,p.111- 118
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19900328-0111

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法　三〇一〕　火災保険の目的物を譲渡担保に供した場合、保険会社は損害塡補の責任を負わないとされた事例

（高松高裁昭和五八年一月一三日判決昭和五六年（ネ）一三四号、保険金等請求控訴事件、判例タイムズ四九二号七九頁）

〔判示事項〕

一、保険の目的物を譲渡担保に供した場合も、通知を怠れば保険者は損害塡補の責任を負わない。

二、保険契約者が営業の再開をしたとは認められない場合は、利益保険金の請求は為し得ない。

〔参照条文〕

商法六三〇条、六五〇条

火災保険普通保険約款八条一項二号、同・利益担保特約条項二条、三条

〔事　実〕

パンの製造販売を営む原告X_1株式会社は、昭和五二年三月一四日に被告Y保険会社との間で、X_1の製造工場の内装一式と営業用什器・機械一式を保険の目的とする、保険金額二、二〇〇万円（内、内装一式分二〇〇万円）の普通火災保険契約(一)を締結した。X_1はさらに、昭和五二年一〇月二八日、Yとの間で、同じ内装一式を保険の目的とする、保険金額一〇〇万円（(一)契約の付保価格を超過する部分として）の普通火災保険及び一億八、〇〇〇万円（約定塡補期間四ヶ月）の利益保険から成る利益特約付普通保険契約(二)を締結している。

一方、昭和五二年八月一八日に、保険契約(一)の目的物のうちの機械一〇台が買戻特約付売買により訴外Aに売り渡され、その買戻期限日の同年八月三一日には、X_1はこれを買戻した上で、それと什器一式すなわち保険契約(一)の保険目的のうち内装一式を除く部分につき、訴外Bに対し譲渡担保に供している。

ところが、昭和五二年一二月四日に、これら内装一式、営業用什器・機械一式とプレファブ平家建工場のすべてが火災により焼失した。なお、X_1は具体的に保険金債権が発生したものとして、保険契約(一)にかかる金額二、二〇〇万円につき、昭和五

二年一二月一三日、原告X_2との間でその譲渡についての意思表示を為し、昭和五二年一二月一五日頃到達の内容証明郵便によりその事実をYに通知している。

このような事実のもとに、X_1は保険契約㈠にかかる普通火災保険金一〇〇万円と利益特約についての五、〇〇〇万円の支払いを、X_2は保険契約㈡についての普通火災保険金二、二〇〇万円の支払いをYに対し求めたところ、Yは、保険の目的の譲渡については通知義務違反であること、利益保険については同一の営業の再開がなく喪失利益の算定を為し得ないから契約は失効していることを理由として保険金の支払いを拒絶した。そこで、X_1、X_2はYに対し、以上の保険金の支払いを為すべき旨を主張して本訴に及んだ。

原審（松山地裁昭五三（ワ）一七八号）は、㈠、㈡いずれの保険契約にかかる保険金についてもその請求を棄却したため、X_1、X_2が控訴したのが本件である。

なお、保険契約㈡の火災保険金請求権については、訴外C相互銀行を債権者とする債権差押及び取立命令が昭和五三年二月八日頃Yに到達している。

〔判　旨〕

① 保険契約㈠の内、内装一式を除いた目的物（営業用什器・機械）にかかる普通火災保険関係（金額二、〇〇〇万円）について

「右什器機械のA及びBへの譲渡とも、その前後において従来X_1会社がそれらを占有してきた形態に変更がなく、その他、それらの譲渡によつて保険事故発生の危険が特に増加した事跡は認められないが、現実の占有状況に変更がないとか危険の増大がないことは、保険会社において保険の目的物の譲渡を拒否できない事由であつても、保険契約者又は被保険者が負担する通知義務を免除するものではなく、前記〔火災保険〕普通〔保険〕約款第八条の文言上、この被保険利益は法律上の所有権者としての利益であることが看取されるし、損害保険の目的物件を売渡したり、あるいは譲渡担保の目的とした場合には、商法第六五〇条一項の規定によつて、保険契約による損害填補請求権を買主ないし譲渡担保権者に譲渡したものと推定されるので、その損害填補請求権が物件譲渡によつて当然に消滅することはないし、さらには多数の契約を形式的・画一的にとり扱うべきことが要請されるこの種損害保険契約にあつては、所有権移転の外観形式に従うのが妥当であることにかんがみると、譲渡担保契約による物件譲渡の場合でも前記普通約款第八条一項二号の保険の目的の譲渡にあたると解するのが相当である。これに反するX_1らの主張やこれに副う学説は採用できない。

従つて、営業用什器機械一式の保険についてのYの抗弁は理由がある。

よつて、X_2の請求のうち、営業用什器及び機械一式の付保険契約にもとづく請求はその余の争点につき判断するまでもなく理由がない。」

②保険契約㈠の内、内装一式を目的物とする普通火災保険関係

について

「X_2の本件訴求は、内装一式についての保険金二〇〇万円及びこれに対する……年六分の割合による遅延損害金の支払いを求める限度で理由がある……。」

③　保険契約㈡の内、内装一式を目的物とする普通火災保険関係について

「YはX_1に対し保険契約㈡のうち内装一式について保険金一〇〇万円を支払わなくてよい理由はなくその金員を支払うべきものであるところ、この保険請求権に対しては訴外C相互銀行を債権者とする債権差押及び取立命令が昭和五三年二月八日ころYへ到達したことは当事者間に争いがないので、X_1のこの保険金支払を求める請求を棄却した原判決の結論は相当である。」

なお、保険契約㈡の内、利益保険契約に基づく請求についての判旨は割愛する。

〔研　究〕

本稿では紙面の都合上、判旨の内、火災保険に関する部分（判旨の②と③には特に問題がないので①の部分）についてのみ考察する。

判旨の理由付けには疑問がある（結論には部分的に賛成）。

一　本判決の火災保険関係における論点は、保険の目的物を譲渡担保に供した場合に保険契約がいかなる消長をきたすかというところにある。

保険の目的物が譲渡担保に供された後、火災により滅失した場合の保険関係が問題となった過去の事例としては、岐阜地裁昭和三四年三月二三日判決（下級民集一〇巻三号五二八頁、判例時報一八九号二七頁）があり、また、本判決よりも後の事例であるが、譲渡担保設定後になされた火災保険契約の有効性につき判示したものとして神戸地裁昭和六〇年一〇月二九日判決（判例タイムズ五九四号一〇五頁）がある。なお、譲渡担保権者が火災保険契約を締結した場合について大審院昭和一二年六月一八日判決（民集一六巻九四〇頁）がある。

本件判旨の構成はかなり難解であるが、整理すると、保険の目的物の譲渡があっても商法六五〇条一項によって保険契約による損害填補請求権を目的物の譲受人に譲渡したものと推定されるから、その権利が物件の譲渡によって当然に消滅してしまうことにはならないということを前提として挙げた上で、ここでの被保険利益は法律上の所有権と結びつくものであって目的物の譲渡の概念は外観的な所有権移転という形式によって判断されるべきであるから、結果として、譲渡担保契約による物件譲渡の場合でも火災保険普通保険約款八条一項二号の保険の目的の譲渡に当たるとする。そしてさらに、この点と併せて、危険の増大がないことによっては八条の通知義務が免除されないことを指摘して、通知義務を怠っている以上同条二項によって保険者は免責され、したがってX_1から保険債権を譲渡されたと主張するX_2は保険金を請求できない、との結論を導き出している（なお、判旨は「保険会社において保険の目的物の譲渡を拒

否できない事由であっても……」と述べているが、これは明らかに誤りである。おそらく、保険関係の移転を拒否できないというつもりであったと思われる。）。

この論旨の展開の仕方自体、整然としたものではないが、ここでの大きな疑問は通知義務を採り上げている点にある。本来、約款八条一項二号によって要求される通知義務は、同条同項の他の号に定められたそれとは異なり、結果として保険関係の移転の事実を知らしめるものであり、保険会社がこれを解除しなかった場合は、以後保険会社と目的物の譲受人との間で保険関係が存続するという構成を念頭に置いたものである。ところが、本件ではAやBが保険金債権を有していると主張している訳ではなく、X_1やX_2がAやBと保険関係の帰属を争っているのでもない。逆に、X_1は保険事故の結果生じた具体的な保険金請求権をX_2に譲渡したと主張しているのであり、その意思が、譲渡担保の設定によっては自らが被保険利益を失うことはなく、被保険者の変更などないというところにあるのは明白である。

そうすると、当事者が保険関係の移転を主張していない本件においては（商法六五〇条一項の推定の意味については後述する）、単に目的物の焼失時において当該火災保険契約における被保険利益がX_1に帰属していたか否かが判断されるべきであったと思われる。つまり、保険契約上の権利（正確にはこれを中心とする保険関係）が誰の手に渡っているかなどということはここでは問題になっていないのであるから、目的物が譲渡された場合に同時に保険関係を移転させるための規定であるところの商法六五〇条一項や約款八条一項二号を持ち出すことは無意味であると言わざるを得ないのである（この点、Yの抗弁そのものも失当であると言うべきである。）。

二　目的物が譲渡担保に供された場合、所有者利益としての被保険利益を譲渡担保設定者と譲渡担保権者のいずれが有することになるのかという問題については種々の考え方が存する。

前述の大審院昭和一二年六月一八日判決は、譲渡担保権者の所有者利益にかかる火災保険契約の効力について、担保権者に保険の目的物に対する所有権を認定した上で、その被保険利益の存在を肯定しており（民集一六巻九四四頁）、当該事件に対する判例研究としての学説はほぼこれに賛成している（伊澤孝平「判批」法学七巻八号一四一―一四二頁、豊崎光衛「判批」判例民事法昭和十二年度二四七頁）。ただし、判決の結論には賛成するものの、被保険利益は権利自体ではなく経済的利益であるとの前提に立ち、譲渡担保権者にはその経済的利益が存する故に被担保物件を目的物となし得る、と構成する西島弥太郎教授の見解（西島弥太郎「判批」民商法雑誌七巻一号一〇五―一〇六頁）や、それと軌を一にする水口教授の意見もある（水口吉蔵「判批」法律論叢一六巻九号六五頁）。また、これ以外に、大審院判決の事例のように譲渡担保契約の内容が内外共移転の場合は、所有者利益を被保険利益として締結した保険契約では、譲渡担保権者のみがそれを有し設定者は有しないが、外部のみの移転として譲渡担保を

設定した場合は両者共にそれを有する、とする考え方もある（近藤民雄「判批」損害保険研究四巻一号二五八―二六〇頁）。

このように、大審院判決を契機として生じた議論は、譲渡担保権者に所有者利益としての被保険利益を認めるか否かという観点から展開されてきている。これに対して、前述の岐阜地裁昭和三四年三月二三日判決では、譲渡担保設定者に被保険利益を認めるか否かが問題となっており、その点で本件判決と共通性を持つ（ただし、岐阜地裁判決の事例は譲渡担保設定後に保険契約を締結している点で本件と異なる。）。同判決は、当該保険契約における被保険利益を所有者利益としてのそれに限定し（この点については倉沢康一郎・保険契約の法理七五―七六頁参照）、譲渡担保によって所有権が移転する以上、譲渡担保設定者は被保険利益を失うと判示している（判例時報一八九号二七―二八頁）。

この判決に対して賛成の立場を採る者もある（四宮和夫・総合判例研究叢書民法(17)一一三―一一四頁、南出弘「判批」損害保険研究二二巻二号九八頁）が、学説の多くはこれに批判的である。それら反対説の多くは、譲渡担保の設定契約によって目的物の所有権が譲渡担保権者に移ることを前提とした上で、所有者利益が経済的な利益概念であり法律的な所有権の帰趨とは必ずしも一致せず、種々の構成の下に、設定者は所有権者ではないが所有者利益を有するものとするところで共通性を持っている（長谷部茂吉「判批」金融法務事情二二九号三八―四〇頁、三宅一夫「判批」商事法務研究二一四号一二頁、大隅健一郎「判批」法学論叢六六巻四号一〇一―一〇二頁、西島梅治「判批」ジュリスト二四七号七五―七六頁）。これに対して倉沢教授は、判旨に反対という点では同様であるが、譲渡担保設定者が所有者利益としての被保険利益を有するか否かという問題も、設定者が目的物に対して所有権を有するか否かという点に帰着するとした上で（倉沢・前掲九八頁、一〇七―一二六頁）、狭義の譲渡担保を以って、その当事者の効果意思を担保の設定と把えることにより、譲渡担保の設定によっては所有権の移転を生ぜず、同一の被保険利益が依然として譲渡担保設定者に帰属していると説明される（倉沢・前掲一〇三―一〇四頁）。

なお、これらの学説以外に、譲渡担保設定下における所有権ないし所有者利益の分属的構成を試みるものとして田辺教授の説（田辺康平「他人の物の保険」福岡大学創立三〇年記念論集九五―九六頁）と中馬教授の説（中馬義直「所有者としての被保険利益と所有権」商法の争点（第二版）二五一頁）がある。

三　ここで被保険利益の所在について考えるとすれば、損害保険契約が損害の塡補を目的とする（商法六二九条参照）以上、目的物の滅失が何人に対して損害を発生せしめるかが第一の問題であり、その損害が何を失ったことによるものであるかが第二の問題である。目的物に譲渡担保を設定した場合に、その滅失が設定者に損害を発生せしめないことになるのならば彼が被保険利益を喪失したことは明白である。逆に何らかの損害の発生があるとすれば、その損害、すなわち設定者が付保物の上に有

していた何らかの価値の喪失が当該保険契約上の被保険利益と同一のものであるか否かが問題になってくる。狭義の譲渡担保においては設定者に損害の可能性のあることは疑いのないところであるから、したがって、その被保険利益の種類の特定がポイントとなる。

一般に、一つの目的物にかかる被保険利益には多種のものがあり、さらにそれらは法律上の権利とは必ずしも一致しないと説かれている。しかし、物権ないし債権は何らかの形で、使用価値ないしは交換価値をその権利者に対し保障するものである。被保険利益が金銭に見積り得る価値の減少の可能性である以上、法によって権利として保護されるところの使用価値ないしは交換価値だけが、適法な保険契約の目的たる損害塡補の対象、すなわち被保険利益たり得るのであり、保険契約を締結する場合にその内容を権利の面から特定したとすれば、被保険利益の種類はその権利によって保障される価値を対象とするものとして特定されることになる。

また、所有権によって保護される使用価値と交換価値はいずれもそれを失うことにより損害を発生せしめうるものであるから、理論的には所有権者がいずれかを指定して被保険利益となすことも可能であろう。しかし、単に所有者利益と言う場合は、当事者の意思として、所有権により保障されている全ての価値を指すものとしてよいであろう。

ところで、少なくとも本件において、火災保険契約に付されている被保険利益が所有者利益であることは明らかである。けだし、現行の火災保険普通保険約款においては、原則としてその被保険利益は特約なき限り所有権者の利益であると解されている（一条、三条三項、八条一項二号、二〇条等参照）からであり、事実認定上、特約については何ら言及されていないからである（南出・前掲九三頁）。したがって、ここでの被保険利益の特定は、所有権によって行なわれることになる（倉沢・前掲一二四頁参照）。そうすると、譲渡担保の設定により設定者が所有権を失うか否かが本件の結論を左右するということになる訳である。

その点、広義の譲渡担保すなわち売渡担保においては買戻し特約ないし再売買予約が附されており、これは所有権の移転を前提とすることに外ならないから、当事者の意思は明白である。本件ではAに対する買戻し特約付売買（売渡担保の一形態）と区別してBに対する譲渡担保を扱っており、後者は狭義の譲渡担保であるものと思われる。狭義の譲渡担保の法律的構成については、学説上、形式的側面を重視した所有権的構成から、当事者の意図としての担保の提供という実質的構成に大勢が移りつつある（加藤一郎＝林良平・担保法大系第4巻（清水誠執筆部分）三〇二―三一二頁、竹内俊雄・譲渡担保論二〇―二八頁、伊藤進外（座談会）・ジュリスト増刊譲渡担保の法理三六―四二頁等参照）。

譲渡担保が実務上の必要から発生し定着してきたのは、質権の設定には目的物の引渡しが要求され、その必要のない抵当権ではその客体が、登記登録の制度のある物に限られているとこ

ろから、生産設備等について使用を継続して収益を上げながら、なおかつ担保に供したい場合に応じたものとされている。したがってこれは無名契約であり、法定効果を考える余地のないものであってみれば、その契約の内容は当事者の意思によって定まることになる。これは、当事者間の意思が担保の設定にある場合において、その表示が所有権の移転であるとしても、後者を以って当事者間の契約の内容とみるべきではないことを意味するものである（倉沢・前掲一〇三―一〇四頁）。また、当事者が所有権の移転を欲する場合には、買戻し特約や再売買予約を付しておく必要があり、これを付さない狭義の譲渡担保については、所有権移転の意思は認められず、したがって所有権は移転しないものと考えるべきである。

ゆえに、所有者利益としての被保険利益につき締結された保険契約の目的物が譲渡担保に付された場合においても、依然として設定者に同一の被保険利益が存するものと認められる結果、本件では什器について保険金の支払いが認容されなくてはならない（機械については次節で説明する）。

四　狭義の譲渡担保についてはこのように解し得るが、買戻し特約付売買に関しては明らかに所有権の移転が認められ、その結果、譲渡した側はその物件について債権的権利を有するに過ぎず、その滅失も債権的関係における損害を生ずる可能性を持つに止まるから、所有者利益としての被保険利益が譲渡人に存続しないことは疑問の余地がない。そうすると、本件保険契約における機械が買戻し特約付売買によりX_1からAに譲渡された段階で、X_1はこれについての被保険利益を失うことになる。

ただし、「その事実が止んだ後は、この限りではない。」という火災保険普通保険約款八条一項但書の規定が保険の目的物の譲渡（同項二号）に対しても適用されるとするならば、X_1がAから当該機械を買戻した時点で再びそれについての被保険者としての位置に戻ると解する余地もある。すなわち次のような構成を採った場合である。

このようなケースにも商法六五〇条一項が適用され、その結果未必的保険債権は保険の目的物の譲受人に譲渡されたものと推定されて保険契約は失効しない。保険の目的物の譲渡が保険会社に通知されていない場合は、その間に生じた事故による損害につき保険会社は塡補する責任を負わないが、保険事故が発生することなく保険の目的物が買い戻された場合には、再び商法六五〇条一項の適用により未必的保険債権もまた元の被保険者に譲渡されたものと推定されることになる。二度の売買についていずれの通知もなされなかったとしても、このような通知義務違反は約款八条一項但書によって治癒される（田辺康平・注釈火災保険普通保険約款一七二頁）。結局、この立場では、本件X_1は少なくともBに対し機械を譲渡担保に供した時点ではそれについて被保険者であったことになる。

しかし、商法六五〇条一項の「推定」の意義をこのように解する多数説の立場（本件判旨も同じ立場を採っている）には疑

問がある。けだし、この立場は、目的物の譲渡があれば、未必的保険債権を中心とする保険関係については譲渡行為を行なうことなしに自動的に移転するという効果を商法六五〇条一項の「推定」という文言に対して与えるものであるが、これは明らかに用語上の無理があるからである。商法六五〇条一項は、本来譲渡になじまないはずの未必的保険債権について、保険の目的の譲渡と共にするならば、更改の方法を採らずに譲渡の方法によって移転し得ることを保証した上で（島原宏明「保険事故発生前における被保険者の権利の意義とその譲渡」中村真澄・金沢理教授還暦祝賀記念論文集現代企業法の諸相六四五頁）、保険の目的の譲渡の事実の立証を以って、未必的保険債権の譲渡行為の存在についての立証責任を転換したものと解すべきである（棚田良平「商法六五〇条による保険金請求権の移転に関する一考察（二・完）」損害保険研究二三巻二号一五七―一五八頁、倉沢康一郎・保険法通論八五頁、島原・前掲六五四頁）。

このような前提に立てば、保険の目的物の譲渡の際に未必的保険債権についての譲渡の意思表示がされない限り、被保険者は被保険利益を失って契約そのものが目的の不能になり失効してしまうことになる。また、約款八条一項但書はその性質上保険の目的物の譲渡に対しては適用されないとの説（北沢宥勝・火災普通保険約款論二二九頁）が結論的に正しいことになる。したがって、未必的保険債権の移転についての意思表示も、対抗要件としての通知も存在しない本件の事例では、X_1がAに機械を買戻し特約付売買によって譲渡した時点で保険契約が失効してしまうことになり、当該機械を付保物とする部分についての保険者の保険金支払義務は認められないものと考える。

付記　本判決については、本稿とは逆に利益保険関係の判旨を対象とした今井薫教授の評釈（判例タイムズ四九二号七九頁）がある。

島原　宏明

〔最高裁民訴事例研究二七八〕

昭二八16（最高民集七巻九号八八二頁）

仮の地位を定める仮処分の適法な限界を超えない一場合

不動産仮処分事件（昭二八・九・八第三小法廷判決）

（事実）甲（本件仮処分申請人・控訴人・被上告人）は昭和二三年七月二日自作農創設特別措置法一六条による本件農地の売渡処分を受